

保育所移管申請にあたっての留意事項

1 申請書の記載について

様式 1

- ・法人名は、新設の場合「(仮称) ○○○○」としてください。

様式 2

- (1) 履歴書は、役員全員の分を提出してください。
- (2) 履歴書は、空欄のないよう記載してください。
- (3) 履歴書の最下部の氏名欄は必ず自署してください。押印のないものは無効とします。

様式 3

- (1) 「3 法人設立準備会役職者一覧」には、準備会の役員全員の氏名等を記入してください。
- (2) 「4 法人役員就任予定者一覧」には、法人設立認可後に、就任が決まっている全ての役職者の氏名等を記入してください。

様式 4

- (1) 募集要領に定める基本財産、運用財産の合計金額を満たすよう記入してください。
(既設の法人の場合、基本財産は不要)

保育所名	基本財産	運用財産	計
西田地方保育所	1, 000万円	1, 400万円	2, 400万円
豊田保育所	1, 000万円	1, 300万円	2, 300万円

- (2) 他の法人から寄附を受ける場合は、寄附の意思を確認できる理事会の議事録等を添付してください。

様式 5

- ・必ず 600 字以内で記入してください。

様式 6

- ・各設間について簡潔に記入してください。

様式 8

- ・面接審査での質疑の参考としますので、間違いのないよう記入してください。

2 引受法人の選考について

引受法人の選考については、地域関係者及び学識経験者からなる「富山市民営化対象保育所及び引受法人選考委員会」による書類審査や理事長等への面接審査を行ったうえで、移管先として最も相応しい法人を選考します。

(スケジュール)

平成 30 年 4 月 20 日	引受法人に対する説明会
平成 30 年 5 月中旬	民営化対象保育所施設見学(西田地方・豊田保育所)
平成 30 年 5 月 25 日～7 月 13 日	引受法人募集
平成 30 年 7 月下旬～8 月中旬	引受法人選考(書類審査、面接審査)
平成 31 年 4 月～平成 32 年 3 月	保育引継事業

3 引受法人の保育の引継事業について

民営化後、現在の保育士は他の市立保育所に異動し、替わって社会福祉法人の保育士が保育にあたることとなりますが、一度に全ての職員が入れ替わることになると、子ども達への影響が心配されますので、民営化前の 1 年間は引継期間として、少しずつ社会福祉法人の保育士にも保育にあたっていただき、子どもをよく見て、知っていただくとともに、公立保育所における保育内容や施設についても熟知していただきます。

このことから、引受法人には、平成 31 年 4 月から平成 32 年 3 月末日までの間、市が計画する引き継ぎの人員を配置していただきますが、引き継ぎに係る人件費のうち、補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額については、市から補助することとしています。

4 市職員の派遣制度について

市では、子どもや保護者の負担や不安を軽減するとともに、これまで実施してきた保育内容の継承を図ることを目的に、移管後の保育所に対して、市職員を派遣する制度を整備しております。

施設長については、移管後の 1 年間、市から派遣する職員、若しくは、市から推薦する者を配置することを移管条件としておりますが、その後については、引受法人からの要望に基づき、移管の日から 3 年以内に限り、期間を延長して市から派遣(又は推薦)することとしております。

また、施設長以外の保育士については、移管の日から 3 年以内に限り、引受法人からの要望に基づき、市職員を派遣することとしております。

なお、派遣職員の給与は引受法人が支払うこととなりますが、人件費の一部については、市から補助することとしております。